

伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号。以下「条例」という。）及び伊勢原市文化財保護条例施行規則（平成25年伊勢原市教育委員会規則第1号）の規定に基づき、市内に所在する文化財を適切に保存し、その活用を図って市民の文化の向上に資するため、国、神奈川県又は伊勢原市が指定する文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体が行う文化財の保護及び保存を目的とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「国指定重要文化財等」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による指定を受けた文化財をいう。
- (2) 「県指定文化財等」とは、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）の規定による指定を受けた文化財をいう。
- (3) 「市指定文化財」とは、条例第8条第1項の規定に基づき指定された文化財をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 条例第19条及び第21条の規定による国指定重要文化財等、県指定文化財等又は市指定文化財の管理、修理、復旧、保存等に係る事業で別表第1に定めるもの
- (2) 条例第20条の規定による市指定文化財の通常の維持管理に係る事業で別表第2に定めるもの
- (3) 条例第18条第1項又は第2項の勧告に基づいてする市指定有形文化財等に係る措置又は修理

2 補助の対象とするものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号に規定する事業 国指定重要文化財等、県指定文化財等又は市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体
- (2) 前項第2号に規定する事業 市指定文化財を日常的に管理している所有者、管理責任者、保持者又は保持団体
- (3) 前項第3号に規定する事業 市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者

(補助金の額等)

第4条 前条第1項第1号に規定する補助事業に対する補助金の額及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号に規定する補助事業に対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、市指定文化財の規模、数量、材質、遺存状況、維持管理の難易度

等によって交付金額を調整することができる。

4 前項の規定に関して、1所有者等についての交付金額は10万円を限度とする。

5 別表第1の3の項補助額及び補助率の欄の規定は、前条第1項第3号に規定する事業に対する補助金の額及び補助率について準用する。

(交付の要望)

第5条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付要望書(第1号様式)を、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の規定による事業については、これを省略することができる。

(内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、その事業内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者又は市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事務事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第9条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付(変更交付)申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事務事業計画書

(2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第11条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃

止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第12条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった経費の10パーセント以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第13条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定通知書又は伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金実績報告書（第9号様式）により、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第16条 市長は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第9条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第17条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間及び同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) 不動産及びその従物 10年
- (2) 備品 6年
- (3) その他（消耗品を除く。） 5年

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年6月14日告示第117号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象事業	補助額及び補助率
<p>1 国指定重要文化財等に係る修理等の事業のうち国庫補助事業</p>	<p>国庫補助対象経費の6分の1以内又は国庫補助対象経費から国庫補助額を除いた額の3分の1以内のうち、いずれか少ない額</p>
<p>2 県指定文化財等に係る修理等の事業のうち県費補助事業</p>	<p>県費補助対象経費の6分の1以内又は県費補助対象経費から県費補助額を除いた額の3分の1以内のうち、いずれか少ない額</p>
<p>3 市指定文化財に係る修理等の事業で次に掲げるもの</p> <p>(1) 市指定有形文化財等の日常的維持管理（看守、清掃、公開、軽微な補修等）を除く、管理又は修理</p> <p>(2) 市指定無形文化財等の保存</p> <p>(3) その他市指定文化財の保存に関し、教育委員会が必要と認める事業</p>	<p>補助対象経費が50万円以上の事業に対し、補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助額は500万円を限度とする。</p>

別表第2 (第3条、第4条関係)

種 別	補助対象事業	補助金額 (1件当たり、年額)	
指定有形文化財	看守、清掃、案内、公開及び軽微な補修に要する経費	建造物 (木造)	床面積100㎡以上 100,000円
			床面積20㎡以上100㎡未満 50,000円
			床面積20㎡未満 20,000円
		建造物 (石造)	20,000円
		絵 画	絵巻1巻につき 20,000円
			軸もの、その他一括 20,000円
		彫 刻	仏像等 20,000円
			版 木 10,000円
		古文書	20,000円
		考古資料	20,000円
指定有形民俗文化財	看守、清掃、案内、公開及び軽微な補修に要する経費	民俗資料	幡等大型のもの 40,000円
			20,000円
指定無形文化財・指定無形民俗文化財	公開、伝承者の育成及び保存団体の活動に要する経費	民俗芸能	100,000円

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

㊟

年度において、伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金の交付を要望します。

交付要望額 千円

（注） 予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条・第9条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊟

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 当該指定文化財等の名称及び数量
- 2 当該指定文化財等の指定書の記号及び番号
- 3 指定文化財等に指定された年月日
- 4 当該指定文化財等の現況
- 5 補助金の交付を受けようとする事由
- 6 交付申請額
千円
- 7 添付書類
事務事業計画書
収支予算書

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 補助金交付決定額 千円
- 2 交付条件

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)
- 2 交付条件

(事務担当は、)

第6号様式（第11条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

④

次のとおり伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第14条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

④

交付決定のありました伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-----------|----|
| 1 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 既交付額 | 千円 |
| 3 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第9号様式（第15条関係）

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

㊟

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額	千円

(注) 事務事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

年度伊勢原市文化財保存修理・管理等補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次の
とおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- | | |
|------------------|----|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）